

## 施策評価調書(28年度実績)

施策コード I-5-(2)

政策体系	施策名	人に優しい安全で安心な交通社会の実現	所管部局名	警察本部	長期総合計画頁	59
	政策名	安全・安心を実感できる暮らしの確立	関係部局名	警察本部、生活環境部、土木建築部		

### 【Ⅰ. 主な取り組み】

取組No.	①	②	③	④
取組項目	交通安全意識の高揚	交通秩序の確立	交通環境の整備	交通事故被害者等支援の充実

### 【Ⅱ. 目標指標】

指 標	関連する 取組No.	基準値		28年度			31年度	36年度	目標達成度(%)					
		年度	基準値	目標値	実績値	達成度	目標値	目標値	25	50	75	100	125	
i	交通事故死者数(人)	①②③④	H26	56	43以下	42	102.3%	40以下	35以下					
ii	交通事故負傷者数(人)	①②③④	H26	6,670	6,300以下	5,862	107.0%	6,000以下	5,500以下					

### 【Ⅲ. 指標による評価】

評価	理 由 等			平均評価	
i	達成	県民の交通安全意識の高揚を図るため、関係機関・団体と連携し各種取り組みを推進した結果、交通事故死者数は昨年より4人減少し、目標値を達成した。			達成
ii	達成	交通ボランティアや関係機関・団体と連携した街頭啓発活動や悪質・危険性の高い違反に重点をおいた交通指導取締りの実施により、交通事故負傷者数は前年より572人減少し目標値を達成した。			

#### 【IV. 指標以外の観点からの評価】

取組 No.	指標以外の観点からの評価
①	・県下59箇所の地域包括支援センター職員及び民生委員と連携し、職員や委員等が高齢者家庭を訪問する機会に、高齢者やその家族に対してパンフレットや反射材を配布するとともに交通安全一ロアドバイス等を行った。また、運転免許センターに保健師2名を配置し、免許更新時等に医療的側面からの病状把握や免許証自主返納に関する相談等の支援を行った。
②	・県警ホームページ上において、「交通取締り情報」を「みんなの事故防止マップ」に地理情報として公開を始めたほか、各警察署ごとに重点的に速度取締りを行う路線や時間帯を明らかにした「速度取締り指針」を公開するなど、情報発信を積極的に行った。
③	・H28年度中、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、時速30キロの区域規制「ゾーン30」を新たに県内5箇所に設置し、ゾーン内における速度抑制やゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制を図った。
④	・交通遺児（小中学生33人、高校生22人）の健全育成を図るため、入学祝金や家族ふれあい旅行助成金、高校生の育英支援金、私立高等学校の授業料助成等の救済援護活動を実施した。また、交通事故被害者等に対する交通事故相談は989件となり、前年より74件の増加となった。

#### 【V. 施策を構成する主要事業】

取組 No.	事業名(28年度事業)	事業コスト(千円)	事務事業評価		主要な施策の成果掲載頁
			総合評価	29年度の方向性	
①	高齢者交通事故防止総合対策事業	15,864	A	継続・見直し	233
	高齢者交通安全対策推進事業	11,330	A	継続・見直し	84
③	交通安全施設整備事業	678,522	A	継続・見直し	234
	共生のまち整備事業	80,000	-	-	183
	身近な道改善事業	864,000	A	継続・見直し	184
	交通安全事業	5,843,409	-	-	185

#### 【VI. 施策に対する意見・提言】

<p>○第4回「安心・活力・発展プラン2015」推進委員会（H28.11）</p> <p>・信号機のない横断歩道では、ほとんどの車が停車しないことが全国的に指摘されており、本当に「人に優しい交通社会」になっているのか、警察が目光らせるべき。</p> <p>また、信号機の時間が短く高齢者が渡りきれない横断歩道について、一つ一つ検証して個別対応する等、取組を進めて欲しい。</p>	<p>○第4回「安心・活力・発展プラン2015」推進委員会（H28.11）</p> <p>・認知症のドライバー対策については、県は公民館等での高齢者交通安全教室等を行っているが、今後もぜひ取組を進めて欲しい。できれば高齢者の免許証返納を促進して欲しい。認知症の進行から判断すると、3年の免許更新期間は長いと感じている。</p>
---	---

#### 【VII. 総合評価と今後の施策展開について】

総合評価	施策展開の具体的内容
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関・団体と緊密に連携した広報啓発活動や、シミュレータ等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進して、加害・被害両面から高齢者の交通事故防止を図る。</li> <li>・「大分県飲酒運転根絶に関する条例」に基づき、県民や関係機関・団体と連携し、「飲んだらのれん運動」や「ハンドルキーパー運動」等を展開して、飲酒運転を許さない社会環境づくりに努める。</li> <li>・危険なルール違反を繰り返した自転車運転者に講習の受講を義務付ける「自転車運転者講習制度」の運用を通じて、自転車利用者の交通ルール・マナーを向上させ、自転車事故の減少を図る。</li> <li>・交通事故分析の高度化を図るとともに、PDCAサイクルを効果的に機能させ、交通事故抑止に資する交通指導取締りを推進する。</li> <li>・生活道路等における交通安全対策を推進するため、地域住民や道路利用者の意見を積極的に取り入れ、変化する交通環境に応じた交通規制を推進する。</li> </ul>